

登別市商談会等出展補助金の交付に関する運用方針

第4条（補助対象事業）関係

出展申し込みの期日が交付決定の日より前に定められており、申請者が既に出展の申し込みをした商談会等においても、開催期日が交付決定の日以降である商談会等については対象とする。

第5条（補助対象経費）関係

第1号

「出展料」とは、補助対象事業に出展する際に主催者より「出展料」の名目で請求されるものとする。

第2号

「通信運搬費」とは、補助対象事業に出展する際に必要となる商品及びパンフレット等の事務用品の送料とする。

第4号

「旅費」とは、原則、補助対象事業に出展するために公共交通機関を用いて最も経済的な通常の経路により移動した場合に必要な交通費とする。ただし、北海道内で開催される補助対象事業においては、自動車を用いて片道おおむね60キロメートル以上の距離を移動した場合に必要な高速道路通行料金を含むものとする。

第5号

「宿泊費」とは、補助対象事業に出展するために必要となる最低限度の宿泊数に係る宿泊費とし、支給額については登別市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第26号）第18条に定める宿泊料の「その他の職員」の額を上限とする。ただし、国外に宿泊する場合は、同条例第38条の2に定める宿泊料の「4級以下の職務にある者」の額を上限とする。

第6号

旅費と宿泊費は、旅行会社が販売するパッケージ商品により補助金を交付することができることとする。ただし、パッケージ商品の額から利用する予定の公共交通機関で最も安い料金の額を引いた額が登別市職員等の旅費に関する条例に定める宿泊料の上限を超える場合は、超過した額を補助対象経費から除くこととする。

第9条（交付の決定）関係

第1号

交付の決定に当たっては、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に基づく中小企業者の優先順位が高くなる。

交付の決定に当たっては、前年度以前に本補助金を利用した者が再度申請する

場合は、利用年度が新しい順に優先順位が低くなる。

第10条（事業の変更又は中止）関係

任意のグループとして交付の決定を受けた者が、その後に構成員の変更により、単独で出展することとなった場合は、別表第1項を適用する。ただし、補助対象事業当日におけるやむを得ない事情により、単独で出展することとなった場合を除く。